

西脇市中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済振興団体 商工会議所その他の中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体であって、市内に所在するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行う者及び信用保証協会で市内に所在するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の企業であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自主的な努力を基にして推進されること。
- (2) 本市に存する多様な技術、特色ある地域資源等を積極的に活用することにより、中小企業者及び小規模企業者の成長発展及びその事業の持続的発展が図られること。
- (3) 市、中小企業者、小規模企業者、経済振興団体、金融機関、大企業者及び市民が相互に連携して、協力の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、その施策の実施に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たつ

ては、国、県、事業者、経済振興団体、金融機関及び市民と連携して取り組むものとする。

- 3 市は、特に経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業に配慮し、その持続的発展が図られるよう施策の実施に取り組むものとする。
- 4 市は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、公平な競争性の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化に対応して、その事業の成長発展を図るため、自主的に経営の向上及び改善に取り組み、経営基盤の強化及び経営の革新の促進に努めるものとする。

- 2 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応して、その事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるものとする。
- 3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、地域経済の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者及び小規模企業者は、市内の雇用機会の創出、人材の育成、福利厚生の充実及び労働環境の整備に努めるものとする。
- 5 中小企業者及び小規模企業者は、経済振興団体への加入に努め、市及び経済振興団体が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経済振興団体の役割)

第6条 経済振興団体は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新の促進に対して積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 経済振興団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業・小規模企業の資金需要に適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、地域社会の一員として中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるも

のとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される产品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 創業及び新産業の創出を促進すること。
- (3) 技術及び技能の保護及び向上を図ること。
- (4) 雇用機会の創出並びに人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 地場産業の振興を図ること。
- (6) 地域経済の循環を促進すること。
- (7) 販路の拡大及び開拓を図ること。
- (8) まちのにぎわいにつながる事業活動を促進すること。

(財政上の措置)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。